

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

3 在宅での日常生活に不安のある人への支援

30 生活支援ショートステイ (保健福祉局高齢福祉課)

要介護・要支援の認定をお持ちでない人が、介護者の入院などで家での生活に支障をきたす場合に、ショートステイ利用料金の一部を助成します。

1 内容

利用回数:1年度に18日まで

実施施設:特別養護老人ホーム(指定された施設のみ)

2 対象者

福岡市の介護保険被保険者(福岡市に介護保険料を納めている人)で、介護保険料所得段階第1～5段階までの人かつ65歳以上の虚弱な人で、介護者の事情などにより住宅での生活が難しく、一時的に施設サービスの提供を必要とし、介護保険の適用を受けない人

3 費用(自己負担)

1日2,500円+食事などの実費 ※生活保護・支援給付を受けている人は、食費や送迎費などの実費のみの負担です。

4 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。利用登録証を発行します。

申込時に必要なもの…①印鑑 ②申込書 ③診断書 ④介護保険被保険者証

(②は申込窓口にあります。)

ご利用の際には、利用登録証、印鑑を施設にご持参ください。

5 送迎

ご利用の施設にご相談ください。

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P123参照)

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

3 在宅での日常生活に不安のある人への支援

31 声の訪問 (保健福祉局高齢福祉課)

ひとり暮らしの高齢者の安否確認を毎日電話により行います。

1 内容

ひとり暮らしの高齢者で定期的に安否の確認を行う必要がある人に、電話により毎日1回安否の確認を行い、いろいろな相談に応じます。

2 対象者

市内に居住する福岡市の介護保険被保険者(福岡市に介護保険料を納めている人)で、65歳以上のひとり暮らしの人またはこれに準ずる人

3 費用

無料

4 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。
申込時に必要なもの…①印鑑 ②申込書 ③介護保険被保険者証
(②は申込窓口にあります。)

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P123 参照)



Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

3 在宅での日常生活に不安のある人への支援

32 日常生活用具 (保健福祉局高齢福祉課)

在宅のひとり暮らしの高齢者などに対し、日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

1 内容

火災警報器、自動消火器、電磁調理器の3品目を給付します。

2 対象者

市内に居住する65歳以上で、次のいずれかに該当する人

- (1) 火災警報器……寝たきりの高齢者、ひとり暮らしの高齢者、これに準ずる世帯
- (2) 自動消火器……寝たきりの高齢者、ひとり暮らしの高齢者、これに準ずる世帯
- (3) 電磁調理器……高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯

3 費用(自己負担)

利用者の介護保険料所得段階		助成率
第1段階	【A】:生活保護受給者、支援給付受給者 市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	100%
	【B】:市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円以下	90%
第2・3段階	市民税世帯非課税で本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が80万円を超える	90%
第4・5段階	市民税世帯課税で本人が市民税非課税	60%
第6・7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満	35%
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上 300万円未満	10%
第9～13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上	助成対象外

※第1段階のA、Bという区分は、当該事業独自の区分になります。

※下記の機種単価に上記助成率を乗じた額が助成額となります(1円未満切上げ)。

機種単価

	区分	機種類	機種単価(令和元年度)
給付	火災警報器	2	5,940～8,500円
	自動消火器	3	21,000～29,400円
	電磁調理器	2	13,000円

4 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。

申込時に必要なもの…①印鑑 ②申込書 ③介護保険被保険者証
(②は申込窓口にあります。)

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P123参照)

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

3 在宅での日常生活に不安のある人への支援

33 孤立死を防ぐ見守りダイヤル（保健福祉局地域福祉課）

孤立死の疑われる住民の異変に気づいた場合に、通報いただくダイヤルです。郵便物がたまったまま、洗濯物が干されたまま、電灯が昼夜ずっとついたまま、家の中からの異臭など、孤立死の疑われる異変に気づいた場合に通報ください。

1 電話番号

080-9100-0883

2 受付時間

365日、24時間（安否確認は午前8時～午後8時）

3 注意点

- ・地域の見守り活動の中で、孤立死などの対応を関係機関（住宅供給公社、社会福祉協議会等）とルール化していれば、そちらを優先してください。
- ・電話は非通知とせずにかけてください。不在着信の場合はすぐに折り返し電話します。
- ・現在「見守りダイヤル」は市内に1か所の設置のため、現地に到着するまで、時間がかかる場合があります。
- ・事前申込みは不要です。



福岡市 見守りダイヤル 【電話受付】 365日 24時間対応

080-9100-0883

【問い合わせ先】

保健福祉局地域福祉課 TEL 733-5346 FAX 733-5587

Ⅲ 地域で暮らしながら受ける支援

3 在宅での日常生活に不安のある人への支援

34 緊急通報システム (保健福祉局高齢福祉課)

緊急通報用機器を貸与、または給付・レンタルし、緊急時の消防局への連絡などを確保して生活の安全を確保します。

1 内容

在宅でひとり暮らしの高齢者などが、家庭内で急病や事故などの緊急事態におちいったとき、胸にかけたペンダントのボタンなどを押せば、「受信センター」に自動的に通報する機器を電話にとりつけ、緊急時には「受信センター」から消防局や近隣の協力員などに連絡して生活の安全を確保します。

また、緊急時以外の相談にも対応することにより、日常生活上の不安を解消します。
この緊急通報用機器を貸与、または給付・レンタルします。

2 対象者

65歳以上の福岡市の介護保険被保険者(福岡市に介護保険料を納めている人)で、健康状態・身体状況に不安があり緊急時における連絡手段の確保が困難なひとり暮らし及びそれに準ずる人

3 費用(自己負担)

利用者の介護保険料所得段階(P44 参照)	利用者負担額			
第1・2・3段階	貸与	0円		
第4・5段階	レンタル	930円	給付	17,280円
第6・7段階		930円		28,080円
第8段階		930円		38,880円
第9～13段階		930円		43,200円

※第4段階～第13段階に該当する方は、「レンタル」または「給付」を選択できます。
レンタルについては、毎月払いとなります。

4 利用方法

各区保健福祉センター福祉・介護保険課にお申し込みください。

申込時に必要なもの…①印鑑 ②申込書 ③介護保険被保険者証(②は申込窓口にあります。)

なお、申込みに際し、原則として2名の緊急通報協力員の確保が必要です。

【問い合わせ先】

各区保健福祉センター福祉・介護保険課 (P123 参照)

